



島根県報

平成27年1月9日（金）

第2,663号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（ 〃 ）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
換地計画書の縦覧	（農村整備課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	3
土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	3

【公 告】

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	（環境生活総務課）	4
使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間	（雇用政策課）	4

【選管告示】

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数の一部改正		4
--	--	---

告 示

島根県告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年1月9日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 暁福祉会	通所介護	デイサービスセンター	益田市波田町イ584-1	平成27年1月1日
	介護予防通所介護	ひぐらし苑		

島根県告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成27年1月9日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 暁福祉会	居宅介護支援	デイサービスセンター ひぐらし苑	益田市波田町イ584-1	平成27年1月1日

島根県告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成27年1月9日

島根県知事 溝口善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人いわみ福祉会	ワークくわの木 かなぎライディングパーク	浜田市金城町久佐イ1390-8	平成27年1月1日

島根県告示第7号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月9日

島根県知事 溝口善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所

金城地区（小国郷第2工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
益田地区（山料工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第8号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成22年島根県告示第743号による保険に付すべき義務は、平成26年12月20日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年1月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市加入区

島根県告示第9号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年1月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

川本町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

空城、川本、因原、絵堂、荘厳寺、三原、古市、南佐木、下北佐木、上組、上組北、田窪東、田窪、入野

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び川本町役場において一般の縦覧に供する。）

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

美郷町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

酒谷東、酒谷西、猪子田、片山、西の原、上川戸、信喜、石見、滝原、亀村、久保、小原、灰屋、奥山、吾郷、栢谷、内田、京覧原、小林、小林東、上里草、別府、小松地東、寺谷、小松地西、惣森

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。）

3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

邑南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

後谷A、後谷B、木須田、両半、上雪田、上田、神谷、上原、河原城、井原、沢久谷、上町、浜井場、鉄穴ヶ原、横手、東屋、山根谷

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び邑南町役場において一般の縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成26年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター

3 代表者の氏名

國頭 正治

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市東津田町1741番地3号

5 従たる事務所の所在地

島根県浜田市相生町1391番地8

6 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人たちの経済活動、就労、収入の増に関する事業を地域と連携して行い、障がいのある人たちの自立、社会参加及び地域振興に繋げ、誰もが認め合い活かし合える地域社会づくりを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁第三分庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

第44期島根県労働委員会委員は、平成27年4月27日をもって任期満了となるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号アの規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成27年1月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

推薦期間 平成27年1月28日から同年3月30日まで

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第1号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（平成23年島根県選挙管理委員会告示第67号）の一部を次のように改正する。

平成27年1月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

表中の「山陰中央テレビジョン放送株式会社」を「日本海テレビジョン放送株式会社」に改める。